

# 瀉上市第2次行政改革大綱

平成22年3月



瀉 上 市

## はじめに

我が国の経済情勢は、世界規模の経済危機からは脱出しつつあるといわれておりますが、地方経済は依然厳しい状況にあり、景気の低迷や人口減少、少子高齢化が急速に進行する一方、住民の行政ニーズが複雑多様化しております。

さらに経済・雇用情勢の悪化に伴い、市税収入の大幅な増収は見込めない状況にあることや地方交付税も国税収入の減少から増額は望めない状況にあるなど、社会情勢は、一層厳しさを増しております。

現下の厳しい状況にあって潟上市総合発展計画を着実に推進するためには、本市を取り巻く行政課題に的確に対応しながら行財政改革を進め、円滑な行政運営に努めていくことが必要であります。

今般、現行の行政改革大綱・集中改革プランについて、簡素で効率的な行政運営の確立や地方分権に対応できる行政システムの構築などの項目等を再点検し、見直しを加えながら第2次行政改革大綱・集中改革プランを策定いたしました。

# 目 次

## 第1章 第2次行政改革大綱

### 第1節 行政改革の基本方針

- 1. 計画策定の趣旨 . . . . . 1
- 2. 行政改革の目指す姿（重点テーマ） . . . . . 1

### 第2節 行政改革の推進事項

- 1. 市民に開かれた市政の推進 . . . . . 2
- 2. 簡素で効率的な行政運営の確立 . . . . . 3
- 3. 地方分権に対応できる行政システムの構築 . . . . . 4
- 4. 健全な自治体経営の推進 . . . . . 5

### 第3節 行政改革の推進体制

- 1. 実施期間 . . . . . 6
- 2. 推進体制 . . . . . 6

## 第2章 実施計画（集中改革プラン）

### 第1節 計画の進行管理

- 1. 計画の位置づけ . . . . . 7
- 2. 計画の進行管理 . . . . . 7
- 3. 計画の体系 . . . . . 7

### 第2節 取り組み項目

- 1. 市民に開かれた市政の推進
  - （1）公正の確保と透明性の向上 . . . . . 8
  - （2）広報活動の充実 . . . . . 9
  - （3）市民参画の推進と市民の声の反映 . . . . . 10

|                        |     |
|------------------------|-----|
| 2. 簡素で効率的な行政運営の確立      |     |
| （1）行政サービスの向上           | 1 1 |
| （2）事務事業の再編・整理、廃止・統合    | 1 2 |
| （3）公共施設管理運営の見直し        | 1 3 |
| （4）民間委託等の推進            | 1 4 |
| （5）第3セクターの見直し          | 1 5 |
| （6）地方公営企業の経営健全化        | 1 6 |
| 3. 地方分権に対応できる行政システムの構築 |     |
| （1）行政組織の再編・見直し         | 1 8 |
| （2）定員管理及び給与の適正化        | 1 9 |
| （3）職員の政策形成能力の向上        | 2 0 |
| 4. 健全な自治体経営の推進         |     |
| （1）補助金等の整理合理化          | 2 1 |
| （2）健全財政の確立             | 2 2 |
| （3）経費節減等の財政効果          | 2 3 |

# 第1章 第2次行政改革大綱

## 第1節 行政改革の基本方針

### 1. 計画策定の趣旨

本市においては、平成17年3月に合併して以来、健全な財政運営を目指し行政改革に取り組んできたところであります。

平成18年3月に第1次となる「潟上市行政改革大綱」を策定し、総合発展計画をはじめとする各種計画との整合性を図りながら国の指針に基づいた行政改革を推進してきたところであります。

この第2次行政改革大綱は、前大綱同様行政改革の目的と責任を明らかにし、歳出の削減はもとより歳入の確保にも重点をおき、さらに第2次行政改革大綱に基づき策定・公表する「集中改革プラン」においては、数値目標等の設定により具体的な取り組みを行います。

### 2. 行政改革の目指す姿（重点テーマ）

前大綱に引き続き、行政改革の目指す姿を次の4つの柱とし、総合的かつ計画的に行政運営を推進していくものとします。

#### 1 市民に開かれた市政の推進

地方分権が実行段階に入った今日、基礎的自治体である市町村の行政運営には「自己責任・自己決定」が求められており、地域の現状や特性を踏まえながら市民ニーズを的確に把握し、政策判断することが重要となっています。このため、政策形成過程において市民参加を推進するとともに、市民と行政との協働によるまちづくり、地域づくりを進めます。さらに、行政の透明性を確保するための情報公開と広報活動の充実に努めます。

#### 2 簡素で効率的な行政運営の確立

最小の経費で最大の効果をあげることは、行政運営の基本です。新たな時代の変化に対応し多様化する市民ニーズに柔軟に対応するため、今後、事務事業を実施していくうえで、効果、効率性の観点から、目的を達成した事業等の廃

止・縮小や類似する事業を統合するなどの見直しを行い、行政関与のあり方や行政効率等を十分検討し、事務事業の整理合理化を進めます。

### **3 地方分権に対応できる行政システムの構築**

行政改革を推進するには、職員一人ひとりが本市の厳しい財政状況等を認識し、慣例にこだわらない改革・改善に向けた行動を起こすことが必要です。そのためには、「職員の意識改革なくして行政改革は実行できない」ということを強く念頭に置き、職員同士が信頼し、互いに支えあいながら、地方分権に対応できる行政システムの構築に取り組みます。

### **4 健全な自治体経営の推進**

本市の財政状況は、国の地方財政対策や社会経済の低迷等により一般財源の確保が一段と厳しい状況にあります。

このような中で財政の健全性を堅持していくため、自主財源の確保を推進するとともに、各種事務事業の優先順位による厳しい選択のもと、創意工夫で最大の行政効果が発揮できる財政運営に努めます。

## **第2節 行政改革の推進事項**

### **1. 市民に開かれた市政の推進**

#### **(1) 公正の確保と透明性の向上**

本市の情報公開制度の的確な運用に努めるとともに、個人情報漏洩しないよう情報セキュリティ対策を強化し、個人情報の適正な管理に努めます。

#### **(2) 広報活動の充実**

市民生活にかかわる情報や市政の重要課題を市民にわかりやすく情報提供するため、「広報かたがみ」の内容をさらに充実させるとともに、ホームページを逐次更新し、最新の行政情報の発信や内容を充実させ、総合的・効果的な広報活動に努めます。

#### **(3) 市民参画の推進と市民の声の反映**

市民と行政が信頼関係を築き、地方分権社会に対応した魅力あふれる地域づくりを進めるため、政策形成過程からの市民参画を促す取り組みを進めるとともに、市民の声を的確に市政に反映させるシステムを確立します。

## 2. 簡素で効率的な行政運営の確立

### (1) 行政サービスの向上

「窓口は市役所の顔」であるとの認識に立ち、窓口における市民の利便性や満足度を高めるため、職員の接遇能力の向上や毎週水曜日の時間延長を継続実施し、より一層の行政サービス向上を図ります。

### (2) 事務事業の再編・整理・廃止・統合

事務事業については、これまでも予算編成等を通じて、社会経済情勢の変化や市民ニーズに的確に対応しているかなど、行政効率・効果等について、点検・見直しを行ってきております。さらに、平成20年度から導入しました行政評価により、計画→実施→評価→見直しの4つのサイクルに基づき、より効率的、効果的な事業の実施に努めます。

### (3) 公共施設管理運営の見直し

公共施設については、広域的な観点から他施設との機能や役割分担を明確化し、新設を含め統廃合、合理化を進めます。また、公共集会施設については、施設の建築趣旨等により行政対応に差があることから、引き続き自治会等との協議を進めながらよりよい方向性を探って参ります。

### (4) 民間委託等の推進

行政と民間の役割について、調査・研究を進め、民間委託等を実施することにより行政運営の効率化や行政サービスの維持・向上が図られる事務事業については、積極的に民間委託を推進します。

### (5) 第3セクターの見直し

第3セクターは、行政と企業との共同出資により、社会的便益を広く地域にもたらす事業を行うなど地域振興等を目的として設立された法人であります。今後、第3セクターも次の指定管理者選定の際には競争にさらされることとなることから、更なる経営基盤の充実が求められることとなります。

### (6) 地方公営企業の経営健全化

地方公営企業の経営の基本原則である公共性と効率性の両面の観点を踏まえ、料金の適正な見直しや収入の確保に努めるとともに、事務事業の簡素化・合理化や民間委託等、民間的経営手法の導入を検討します。

また、計画的な企業経営を推進するため、中期的な経営計画の策定や業績評価の検討など積極的な情報公開に努めます。

### **3. 地方分権に対応できる行政システムの構築**

#### **(1) 行政組織の再編・見直し**

内部の組織・機構については、平成 18 年度と 20 年度に見直しを実施しているところですが、地方分権の推進や少子高齢化の進行など多様化する行政課題に的確に対応できる行政組織とするため、従来のあり方にとらわれることなく、内部組織の再編のほか出先機関、各種施設の統廃合を行い、事務事業を円滑に遂行できる簡素で効率的な組織・機構の構築を図ります。

#### **(2) 定員管理及び給与の適正化**

定員管理の適正化を計画的に推進する観点から、定員適正化計画に基づき行政組織の合理化や業務量の平準化等に努め、職員総数の縮減を目指します。また、職員が有している可能性を最大限に引き出すため、適正な人事配置に努めるとともに、公務員制度改革の動向に注視しながら、職員の意欲と能力を引き出すため、能力や実績を重視する給与体系への見直しを検討します。

#### **(3) 職員の政策形成能力の向上**

地方分権に対応できる職員を養成するため、政策形成能力や創造的能力などを高める研修を充実させるとともに、市の重要施策や行政部門相互の総合調整、施政方針の周知を図るため、庁内会議を充実させます。

## 4. 健全な自治体経営の推進

### (1) 補助金等の整理合理化

単独補助金については、市補助金等審査委員会の提言をふまえて平成 20 年度に策定しました「補助金等見直し計画」に沿って適切に対応することとしており、今後においても不断の見直しに努めます。

### (2) 健全財政の確立

安定的な自主財源を確保するため、課税客体の適正な把握と市税の収納率向上に積極的に取り組むとともに、適正な受益者負担の観点から使用料・手数料等の見直しを検討します。また、財政計画を策定し、計画的な財政運営に努めるとともに、各部に予算編成の自己決定・自己責任を持たせるようなシステムを検討します。

さらに、公共工事等の入札及び契約の透明性・公平性を確保するため、入札制度の見直しや公共工事等のコスト削減に取り組めます。

### (3) 経費節減等の財政効果

行政改革による経費節減効果や目標とする財政指標を数値化し、市民に対する説明責任を果たします。

## 第3節 行政改革の推進体制

### 1. 実施期間

行政改革大綱・集中改革プランの実施期間

平成22年度から平成27年度までの6年間

※実施計画は毎年度見直しを行うローリング方式とします。

### 2. 推進体制

#### (1) 行政改革推進委員会

行政改革推進委員会は、識見を有する者から市長が委嘱し、行政改革大綱・実施計画及び行政改革の推進について必要な事項を審議します。

#### (2) 行政改革推進本部

行政改革推進本部は、市長、副市長、教育長、部長及び教育次長をもって組織し、行政改革大綱、実施計画の策定・実施、その他重要事項を審議します。

#### (3) 行政改革推進幹事会

行政改革推進幹事会は、課長等で組織し、行政改革大綱、実施計画の素案の検討・調査を行います。

#### (4) 行政組織機構検討会議

行政組織機構検討会議は、行政組織機構の再編・見直しを円滑に推進します。

#### (5) 行政改革推進事務局

各部局の中から、市長が委嘱した職員をもって事務局を組織し、部門別に行政改革の推進にあたります。

## 2章 実施計画（集中改革プラン）

### 第1節 計画の進行管理

#### 1. 計画の位置づけ

実施計画は、第2次行政改革大綱に基づき、平成22年度から平成27年度までの取り組み内容を定めています。

#### 2. 計画の進行管理

行政改革推進事務局において計画の進捗状況を調査し、行政改革推進本部等において、適宜、検討・協議を進めながら、所管課と必要な協議を行います。

#### 3. 計画の体系

1. 市民に開かれた  
市政の推進

- (1) 公正の確保と透明性の向上
- (2) 広報活動の充実
- (3) 市民参画の推進と市民の声の反映

2. 簡素で効率的な  
行政運営の確立

- (1) 行政サービスの向上
- (2) 事務事業の再編・整理・廃止・統合
- (3) 公共施設管理運営の見直し
- (4) 民間委託等の推進
- (5) 第3セクターの見直し
- (6) 地方公営企業の経営健全化

3. 地方分権に対応できる  
行政システムの構築

- (1) 行政組織の再編・見直し
- (2) 定員管理及び給与の適正化
- (3) 職員の政策形成能力の向上

4. 健全な自治体経営  
の推進

- (1) 補助金等の整理合理化
- (2) 健全財政の確立
- (3) 経費節減等の財政効果

## 第2節 取り組み項目

### 1. 市民に開かれた市政の推進

#### (1) 公正の確保と透明性の向上

| No. | 実施項目      | 概 要  | 22年度 | 23年度 | 24年度                   | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 課名  |
|-----|-----------|--|------|------|------------------------|------|------|------|-----|
| 1   | 情報公開の推進   | 市民の情報開示を求める権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに開示されることのないよう、情報公開条例の適正な運用を図ります。また、市民への積極的な情報公開を推進するため、情報公開コーナーを設置し、行政資料等の充実に努めます。 | 検討   | 検討   | 情報公開コーナー設置（本庁方式となった時点） | 実施   | 同左   | 同左   | 総務課 |
| 2   | 個人情報保護の充実 | 個人情報漏洩しないよう市の保有する個人情報の適正な管理に努めます。  | 継続実施 | 同左   | 同左                     | 同左   | 同左   | 同左   | 総務課 |

## 1. 市民に開かれた市政の推進

### (2) 広報活動の充実

| No. | 実施項目        | 概 要   | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 課名    |
|-----|-------------|---|------|------|------|------|------|------|-------|
| 1   | 「広報かたがみ」の充実 | 市民生活にかかわる情報や市政の重要課題等を市民にわかりやすく情報提供するため、「広報かたがみ」の内容をより一層充実させるとともに、チラシの配布を極力さけ、経費削減に取り組みます。 | 継続実施 | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 企画政策課 |
| 2   | ホームページの充実   | 利用者にとって、わかりやすく利用しやすいホームページにするとともに、内容の充実に努めます。(21年度にホームページ更新済み)                            | 継続実施 | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 企画政策課 |

## 1. 市民に開かれた市政の推進

### (3) 市民参画の推進と市民の声の反映

| No. | 実施項目         | 概要   | 22年度                                    | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 課名    |
|-----|--------------|--|---|------|------|------|------|------|-------|
| 1   | 審議会等の市民参画の推進 | 市民の市政への参画を推進するため、各種審議会等の公募制の導入や女性を積極的に登用するなど、計画策定段階から幅広く市民参画を進めます。 | 継続実施                                    | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 企画政策課 |
| 2   | 市長面会日の実施     | 市民の声を的確に市政へ反映させるため、市長面会日を継続実施します。                                  | 継続実施                                    | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 企画政策課 |
| 3   | 公聴システムの確立    | 各種審議会委員の公募制やパブリックコメント制度の導入により、市民ニーズを的確に把握できる公聴システムを確立します。          | ・各種委員を公募<br>・パブリックコメント手続き実施要綱を策定し、実施する。 | 継続実施 | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 企画政策課 |

## 2. 簡素で効率的な行政運営の確立

### (1) 行政サービスの向上

| No. |                 | 概 要  | 22年度    | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 課名                |
|-----|-----------------|--|---------|------|------|------|------|------|-------------------|
| 1   | 窓口業務の時間延長       | 各庁舎の窓口業務について、市民の視点に立った質の高いサービスを提供するため、毎週水曜日の窓口業務を午後7時まで延長します。                                | 継続実施    | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 市民課<br>税務課<br>総務課 |
| 2   | 電子自治体の推進        | インターネットを活用した公共施設予約システムや申請書類のダウンロードを充実させるほか、電子申請サービスの導入と拡充に努め市民サービスの利便性の向上を図ります。              | 継続実施    | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 関係課               |
| 3   | 業務マニュアルの見直し     | 業務内容の共有化・標準化を図るため、各課業務のマニュアル整備を進め、対応する職員によって差異が生じないような質の高いサービス提供に努めるとともに、人事異動等による効率低下を防止します。 | 継続実施    | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 関係課               |
| 4   | 証明書等の自動交付システム導入 | 住民票、印鑑証明及び各種税証明書等を夜間や休日にも交付を受けられるよう自動交付機を各庁舎と追分出張所に設置します。<br>[平日午前8時から午後8時、休日午前8時から午後5時]     | 設置・交付開始 |      |      |      |      |      | 市民課<br>税務課<br>総務課 |

## 2. 簡素で効率的な行政運営の確立

### (2) 事務事業の再編・整理、廃止・統合

| No. |                    | 概 要  | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 課名    |
|-----|--------------------|--|------|------|------|------|------|------|-------|
| 1   | 行政評価（事務事業、施策評価）の実施 | 平成20年度から実施している行政評価を予算編成や総合発展計画と連動したものへと展開できるよう充実に努めます。 | 継続実施 | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 企画政策課 |
| 2   | 各種行事、イベント等の見直し     | 社会教育や社会体育の分野での各種大会・行事の統廃合、セミナー・教室等の統廃合を検討します。          | 継続実施 | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 関係課   |
| 3   | 経費の節減と合理化の推進       | コピー枚数の制限や庁内回覧文書を廃止し庁内LANの有効活用を図るなど、徹底した経費節減に取り組みます。    | 継続実施 | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 全課    |

## 2. 簡素で効率的な行政運営の確立

### (3) 公共施設管理運営の見直し

| No. | 実施事項           | 概要  | 22年度                          | 23年度                               | 24年度            | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 課名              |
|-----|----------------|---|-------------------------------|------------------------------------|-----------------|------|------|------|-----------------|
| 1   | 公共施設検討委員会の設置   | 現庁舎の利用方法や公民館、児童館等の施設の適正数を検討するため、検討委員会を設けます。(幼稚園、保育所、小・中学校を除く。)                            | 検討委員会の設置、検討                   | ・検討結果報告<br>・報告を受けて庁内で施設整備計画策定      | 実施              | 同左   | 同左   | 同左   | 企画政策課           |
| 2   | 幼保一体化施設の推進     | 保護者の多様なニーズと社会環境の変化に対応できる体制を構築するため、幼稚園・保育所の再編整備と併せて、幼児教育・保育・子育て支援を総合的・一体的に支援する幼保一体化を推進します。 | ・追分乳児保育園、追分保育園の統合<br>・既存園舎の活用 | ・追分保育園(仮称)供用開始<br>・他3地区認定こども園整備の検討 | 他3地区認定こども園整備の検討 | 同左   | 同左   | 同左   | 活性化推進室<br>幼児教育課 |
| 3   | 公共集会施設管理運営の見直し | 公共集会施設(公民館分館、ことぶき荘、集会所、児童館等)の管理運営について「公共集会施設見直し指針」に基づき、見直しを図ります。                          | 継続実施                          | 同左                                 | 同左              | 同左   | 同左   | 同左   | 活性化推進室<br>関係課   |

## 2. 簡素で効率的な行政運営の確立

### (4) 民間委託等の推進

| No. | 実施事項        | 概要   | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 課名    |
|-----|-------------|--|------|------|------|------|------|------|-------|
| 1   | 学校給食の民間委託   | 給食室、備品の老朽化により維持管理費が年々増加している中で、児童生徒への安全で適正かつ同質の学校給食を提供するため、学校給食センターの設置等による民間委託を検討します。 | 検討   | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 総務学事課 |
| 2   | 保育園・幼稚園の民営化 | 増大し多様化する保育ニーズに対応し、保育事業のより一層の充実を図るため、民営化を検討します。                                       | 検討   | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 幼児教育課 |

## 2. 簡素で効率的な行政運営の確立

### (5) 第3セクターの見直し

| No. | 実施項目         | 概要  | 22年度                  | 23年度                 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 課名  |
|-----|--------------|---|-----------------------|----------------------|------|------|------|------|-----|
| 1   | 天王グリーンランド(株) | 「天王温泉くらら」を運営するにあたり、きめ細やかなサービスを提供するためには民間のノウハウが必要であることから、旧天王町と民間企業が出資し第三セクター方式で平成10年1月に天王グリーンランド株式会社を設立しています。尚、平成10年10月から営業を開始し、平成18年4月に指定管理者の指定を受けています。平成23年度が「天王温泉くらら」の指定管理者更新年度のため、他社との競合となり一層の経営改善が求められます。                                     | 「天王温泉くらら」を指定管理者として管理  | 「天王温泉くらら」の指定管理者更新年度  |      |      |      |      | 産業課 |
| 2   | 昭和総合開発(株)    | 旧昭和町が管理する「アグリプラザ昭和」と秋田県が管理する「鑑賞温室」を運営する目的で、旧昭和町と民間企業が出資し、平成8年10月に第三セクター方式で昭和町総合開発株式会社を設立しました。平成17年には市町村合併により昭和総合開発株式会社に名称を変更しています。尚、複合施設であるブルーメッセあきたは平成9年5月にオープンし、平成18年4月に指定管理者の指定を受けています。平成23年度が「アグリプラザ昭和」の指定管理者更新年度のため、他社との競合となり一層の経営改善が求められます。 | 「アグリプラザ昭和」を指定管理者として管理 | 「アグリプラザ昭和」の指定管理者更新年度 |      |      |      |      | 産業課 |

## 2. 簡素で効率的な行政運営の確立

### (6) 地方公営企業の経営健全化

| No. | 実施項目                                     | 概要  | 22年度                          | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 課名   |
|-----|--|---|-------------------------------|------|------|------|------|------|------|
| 1   | 下水道事業等経営の見直し<br>(事業手法及び組織機構、料金システム等の見直し) | 本市の汚水処理対策は、地形や地理的要件などにより、下水道事業・農業集落排水事業・合併処理浄化槽事業を実施していますが、八郎湖が指定湖沼に指定されるなど社会経済情勢の変化にあった事業手法を再検討し、より効率的な事業の整備促進に努めます。また、上下水道の窓口業務・使用料収納事務の一元化などについて検討して組織機構の見直しを図ります。 | 事業手法再検討<br>使用料統一検討<br>組織機構見直し | 実施   | 継続実施 | 同左   | 同左   | 同左   | 下水道課 |
| 2   | 下水道事業の指定管理者制度の活用と包括的民間委託等の推進             | 現在は、水質調査や施設設備などの保守管理業務を個別に民間委託を実施していますが、今後は施設設備の維持管理に加えて管路の管理や補修等も含めた効率的な業務遂行のために、指定管理者制度の活用や包括的民間委託等について検討します。   | 検討                            | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 下水道課 |
| 3   | 経営健全化計画の推進                               | 下水道等の整備は、住民に不可欠なサービスを安定的に供給するため、より効率的な事業運営に努めるとともに費用対効果を考慮した事業手法を検討し、中長期的な視野から計画的に経営健全化計画の推進を図ります。  | 継続実施                          | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 下水道課 |

| No. | 実施項目          | 概要   | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 課名  |
|-----|---------------|--|------|------|------|------|------|------|-----|
| 4   | 水道事業サービスの見直し  | 本市の給水区域内の水道料金に格差があることにより、市民が均衡的なサービスを受けられない状況にあります。このようなことから早い時期に水道料金の統一を含む見直しを実施します。さらにサービスの面からは、上下水道の料金収納一元化に向け検討します。                | 検討   | 実施   | 継続実施 | 同左   | 同左   | 同左   | 水道課 |
| 5   | 水道事業の民間委託等の推進 | 現在、料金収納業務や検針業務、開閉栓業務、水質検査、各施設の設備保守管理等の委託を行っています。民間への委託等が移行可能であれば順次移行を図るとともに、これまでの枠にとられない広範かつ多様な業務委託化を研究します。                            | 検討   | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 水道課 |
| 6   | 経営計画の推進       | 経営計画については引き続き、水道事業を取り巻く社会経済情勢の変化や計画の進捗状況などに柔軟かつ的確に対応するために、3年から5年を基準として見直しを行います。<br>経営計画を確実に推進するため、達成された成果を客観的に評価して、次の事業計画に活かされるようにします。 | 継続実施 | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 水道課 |
| 7   | 業績評価の実施       | 施設の維持管理及び業務概況等の状況を分析し、経営成績・財務状態の診断を行い経営の効率化を図ります。また、その診断結果を公表し、事業経営の透明化を図りながら、経営の改善に努めます。  | 継続実施 | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 水道課 |

### 3. 地方分権に対応できる行政システムの構築

#### (1) 行政組織の再編・見直し

| No. | 実施項目         | 概要   | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 課名  |
|-----|--------------|--|------|------|------|------|------|------|-----|
| 1   | 市行政組織の再編、見直し | 地方分権や多様化する行政課題に的確に対応できる行政組織とするため、現在の行政組織を検証し、再編、見直しを図ります。また、重要施策に対応するため、プロジェクトチームの積極的な活用を図るとともに、現在導入している班制を検証し、意思決定の迅速化や業務の円滑化を図ります。   | 継続実施 | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 総務課 |
| 2   | 意識改革の推進      | 市民の福祉向上を図るためには、職員個々が現在担当している事務事業の課題を整理し、目標を持ちながら日常業務を進め、事務事業の実施後には自ら点検評価し、問題点を改善していくという改革意識が必要です。このため、PLAN（計画）－DO（実施）－CHECK（点検評価）－ACTION（改善）のマネジメントサイクルを常に意識しながら、組織全体で意識改革が培われる環境の構築に努めます。 | 継続実施 | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 全課  |

### 3. 地方分権に対応できる行政システムの構築

#### (2) 定員管理及び給与の適正化

| No. | 実施項目               | 概要  | 22年度  | 23年度  | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  | 課名  |
|-----|--------------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 1   | 職員数の削減             | 平成18年3月に策定した定員適正化計画に基づき、平成17年4月1日現在職員数340人を平成27年4月1日現在、291人とします。              | 退職12人 | 退職10人 | 退職13人 | 退職13人 | 退職18人 | 退職14人 | 総務課 |
| 2   | 給与構造等の見直し          | 職員の給与の適正化の観点から給与構造等の見直しを行います。   | 継続実施  | 同左    | 同左    | 同左    | 同左    | 同左    | 総務課 |
| 3   | 人事評価制度の導入          | 職員の勤務評価を統一的に行い、記録を作成し、職員の職務能率の向上、能力開発、指導育成及び勤勉手当の支給並びに昇給等に反映させ、適正な人事管理を推進します。 | 一部導入  | 完全実施  | 継続実施  | 同左    | 同左    | 同左    | 総務課 |
| 4   | 常勤・非常勤特別職の報酬額等の見直し | 報酬額が常に妥当なものになるよう調査・検討します。   | 検討    | 実施    | 検討    | 同左    | 同左    | 同左    | 総務課 |

### 3. 地方分権に対応できる行政システムの構築

#### (3) 職員の政策形成能力の向上

| No. | 実施項目    | 概 要  | 22年度    | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 課名           |
|-----|---------|--|---------|------|------|------|------|------|--------------|
| 1   | 職員研修の充実 | 政策立案や政策法務能力など地方分権に対応できる職員を養成するため、職員研修計画を策定し、職員研修を充実させるとともに、専門的な知識をもった職員採用などの検討を進めます。   | 毎年策定し実施 | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 総務課          |
| 2   | 職員提案の実施 | 職員が自発的に行政施策を調査研究し、職員の資質向上と行政施策の形成過程への参画を目的とした職員提案を実施し、職員個々の優れた提案を行政施策へ反映するなど職員の政策立案能力の向上を図ります。   | 継続実施    | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 総務課          |
| 3   | 庁内会議の充実 | 庁内会議の設置及び運営に関する規程に基づき、市政の最高方針及び重要施策について審議する「政策会議」や、行政部門間の総合調整及び政策会議に付議する事項を審議する「企画調整会議」、市政の全般的方針、計画、重要施策当に関する周知徹底、情報及び意見の交換等を図ることを目的とする「部長会議」を継続実施し、政策決定過程の透明性を確保するとともに、職員への周知徹底を図ります。 | 継続実施    | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 総務課<br>企画政策課 |

4. 健全な自治体経営の推進

(1) 補助金等の整理合理化

| No. | 実施項目       | 概 要  | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 課名  |
|-----|------------|--|------|------|------|------|------|------|-----|
| 1   | 補助金等の整理合理化 | <p>市補助金等審査委員会の提言を踏まえ、補助金等見直し計画に沿って、適切に対応します。</p> <p>A『継続』：市として引続き事業、活動を支援するべきもの<br/>28件</p> <p>B『縮小』：補助金額の縮小、減額を図るべきもの<br/>49件</p> <p>C『廃止』：数年内の終期を設け、廃止するべきもの<br/>5件</p> <p>D『廃止』：即時廃止するべきもの<br/>1件</p> <p>計83件</p> | 一部実施 | 実施   | 継続実施 | 同左   | 同左   | 同左   | 関係課 |

#### 4. 健全な自治体経営の推進

##### (2) 健全財政の確立

| No. | 実施項目             | 概要  | 22年度       | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 課名           |
|-----|------------------|---|------------|------|------|------|------|------|--------------|
| 1   | 市税の賦課に関する調査      | 自主財源である市税の課税客体的確な調査・把握等を行い、適正でかつ公平な課税に努めます。   | 継続実施       | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 税務課          |
| 2   | 収納率向上に向けた収納体制の強化 | 収納率向上のため、国保普及員による電話催告・口座振替制度の普及など収納体制を整備します。また、秋田県との滞納整理機構に積極的に職員を派遣します。                        | 継続実施       | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 収納課          |
| 3   | 悪質な滞納者への法的措置の実施  | 悪質な滞納者には、自動車のタイヤロック、債権差押、動産差押、不動産差押等の法的措置を実施し、差押物件のインターネット公売を行うなど、自主財源の確保に努めます。                 | 継続実施       | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 収納課          |
| 4   | 使用料・手数料等の見直し     | 公共施設の使用料及び各種証明書発行等の手数料については、根拠を明確にした統一的な料金算定のルールを作成するとともに受益と負担の適正化を図り、社会的公平性を確保するため、現行料金を見直します。 | 計画の策定並びに周知 | 実施   | 継続実施 | 同左   | 同左   | 同左   | 財政課<br>関係課   |
| 5   | ホームページ、広報等への広告掲載 | 市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することで、地域経済の活性化を図ります。   | 検討・実施      | 継続実施 | 同左   | 同左   | 同左   | 同左   | 企画政策課<br>関係課 |

#### 4. 健全な自治体経営の推進

##### (3) 経費節減等の財政効果

平成22年度から平成27年度までの削減目標及び財政指標の目標値を次のとおり掲げ、実施計画に掲げる具体的な取り組みを推進します。

##### ◎削減目標額

(単位：百万円)

| 項目   | 21年度  | 22年度  | 23年度  | 24年度  | 25年度  | 26年度  | 27年度  | 6年間の削減額 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 人件費  | 2,498 | 2,428 | 2,380 | 2,333 | 2,287 | 2,242 | 2,197 | △301    |
| 物件費  | 1,765 | 1,730 | 1,695 | 1,645 | 1,613 | 1,572 | 1,541 | △224    |
| 補助費等 | 1,250 | 1,250 | 1,250 | 1,250 | 1,250 | 1,250 | 1,250 | ±0      |

※補助費等は一部事務組合の負担金が不確定要素となることから増減なしと見込む。

##### ◎財政指標の目標値

| 項目                    | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|-----------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 経常収支比率 (%)            | 94.4 | 94.2 | 94.3 | 94.4 | 94.3 | 94.2 | 94.2 | 94.2 |
| 実質公債費比率 (%)<br>(3年平均) | 17.2 | 16.2 | 15.1 | 14.4 | 13.7 | 13.3 | 13.0 | 12.9 |
| 財政力指数                 | 0.36 | 0.36 | 0.37 | 0.37 | 0.38 | 0.38 | 0.38 | 0.38 |

※経常収支比率・・・財政構造の硬直度や弾力性を判断するために用いられる指標であり、80%を超える場合は、財政構造が硬直化傾向にあると考えられている。

※実質公債費比率・・・従来の起債制限比率の計算式に新たに、一部事務組合の公債費への負担金、公営企業の元利償還金への繰出し等を加味した指標で、この比率が18%以上の団体は、国の公債費負担適正化計画の策定対象となり、財政の健全化を図ることとなる。

※財政力指数・・・財政力の強弱を判断するために用いられる指数であり、指数が1に近いほど財政力が強く、財源に余裕があるとされている。